**本社機能移転促進補助金のご案内**

　三重県では、三重県内に本社又は本社機能を移転及び拡充される場合の優遇制度を創設しています。

　この機会にぜひ、三重県への進出や事業の拡大をご検討ください。

**◆補助制度の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 　県の誘致により、本社又は本社機能を三重県内に移転及び拡充する企業（法人）を対象とします。業種・規模は問いません。 |
| 主な要件 | 　次の要件を全て満たす必要があります。①本社機能の移転に伴って増加する常用雇用者数１０人以上（中小企業は５人以上）　　　（本社等からの異動を含む）　　②三重県への本社登記、あるいは本社機能の移転について対外的に公表　　③本社機能移転完了の日において、①の要件を満たす |
| 補助金額 | 本社機能の移転に伴って増加する常用雇用者一人あたり２００万円　例：２０名増加の場合、２０名×２００万円＝４，０００万円 |
| 限度額 | ５，０００万円 |
| 本社機能の範囲 | 次のいずれかに該当する機能を対象とします。　①経営意思の決定機能　②経営資源の管理機能（総務、経理、人事、等）　③各種業務の統括機能（営業、研究開発、商品企画、国際業務、等）　④その他、①～③に類するもの |

**◆お問合せ先**

　本補助金の詳細につきましては、三重県雇用経済部企業誘致推進課（電話　０５９－２２４－２０２４）までお問合せください。